

令和8年7月13日

分任契約担当官
陸上自衛隊大村駐屯地
第363会計隊大村派遣隊長 新谷 国洋

第363会計隊大村派遣隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
20	燃料地下タンク等漏洩 点検	大村駐屯地	8.8.31	8.7.13	8.7.23（木）1000	8.7.23（木）1000	無	
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒856-8516
住所 長崎県大村市西乾馬場町416
契約機関名：第363会計隊大村派遣隊 契約班（担当：新谷（美））
電話番号：0957-52-2131（内線347）
仕様に関する事項：業務隊補給科 担当 河野（内線380）
メール：363fin_omuradet_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp（メール送付の旨を電話にてご連絡下さい）

仕 様 書

件 名	燃料地下タンク等 漏洩点検	仕 様 書 番 号	補－9
		作 成 年 月 日	令和8年 6月30日
		作 成 部 隊	大村駐屯地業務隊補給科

1 件 名 燃料地下タンク漏洩点検

2 場 所 大村市西乾馬場416 陸上自衛隊 大村駐屯地

3 概 要 (1) 燃料地下タンク(軽油、40KL、横置円筒型)の漏洩点検 2基
(2) 燃料地下タンク(ガソリン、10KL、横置円筒型)の漏洩点検 1基
(3) 燃料地下埋設配管の漏洩点検 一式

4 期 限 令和8年8月31日(月)

5 適用基準

本役務の施工は、本仕様書によるほか、消防法等の定めに従い誠実に行うものとする。

6 一般事項

- (1) 本役務の施工写真はカラーとし、着工前、完成後及び各工程毎撮影し、アルバムに整理し係官に1部提出するものとする。
- (2) 本役務に使用する材料は、係官の検査を受け合格した物を使用するものとする。
- (3) 本役務以外の施設等には、損傷を与えないよう十分注意して作業するものとする。
万一損傷を与えた場合には、速やかに報告し、官側の指示に従い請負者の負担において現状復旧するものとする。
- (4) 作業の安全には十分留意し、必要に応じて危険防止のための措置を講ずると共に事あるごとに作業員に対しても注意を喚起し、安全管理を徹底するものとする。
万一事故が発生しても、官側は一切責任を負わないものとする。
- (5) 本仕様書に記述されていない軽微な作業で、本役務遂行に際し、必要とされる作業が生じた場合は、契約金額の範囲内でその都度、官側と協議のうえ実施するものとする。
- (6) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施するものとする。
- (7) 駐屯地内に入出門する者の手続きについては、官側の指示に従い実施するものとし、手続きにかかる費用はすべて請負者の負担とし、一切官側に請求しないものとする。

7 特記事項

- (1) 漏洩点検の方法は、加圧による方法(加圧、微加圧法)、微減圧法、その他前記の方法と同等以上と認められる方法とし、事前に施工計画書を作成し、係官の承認を得るものとする。
- (2) 漏洩点検の対象実施範囲は下表によるものとする。

点 検 場 所	点検対象実施範囲
地下貯蔵タンク	地下貯蔵タンクの最高液面より下部 (気相部、二重殻検知層)
地下埋設配管	通常の使用形態により危険物と接する部分 (注入管や送油管等のうち地下貯蔵タンクに存する部分を除く)

- (3) 点検実施担当者については、点検の方法に関する知識及び技能を持った資格を有するものとする。
- (4) 所轄の消防署への届け出は、請負者が実施するものとする。
- (5) 点検終了後は、点検結果報告書を3部作成し提出するものとする。(1部:消防署、2部:自衛隊)